

こども若者家庭センターの設置について

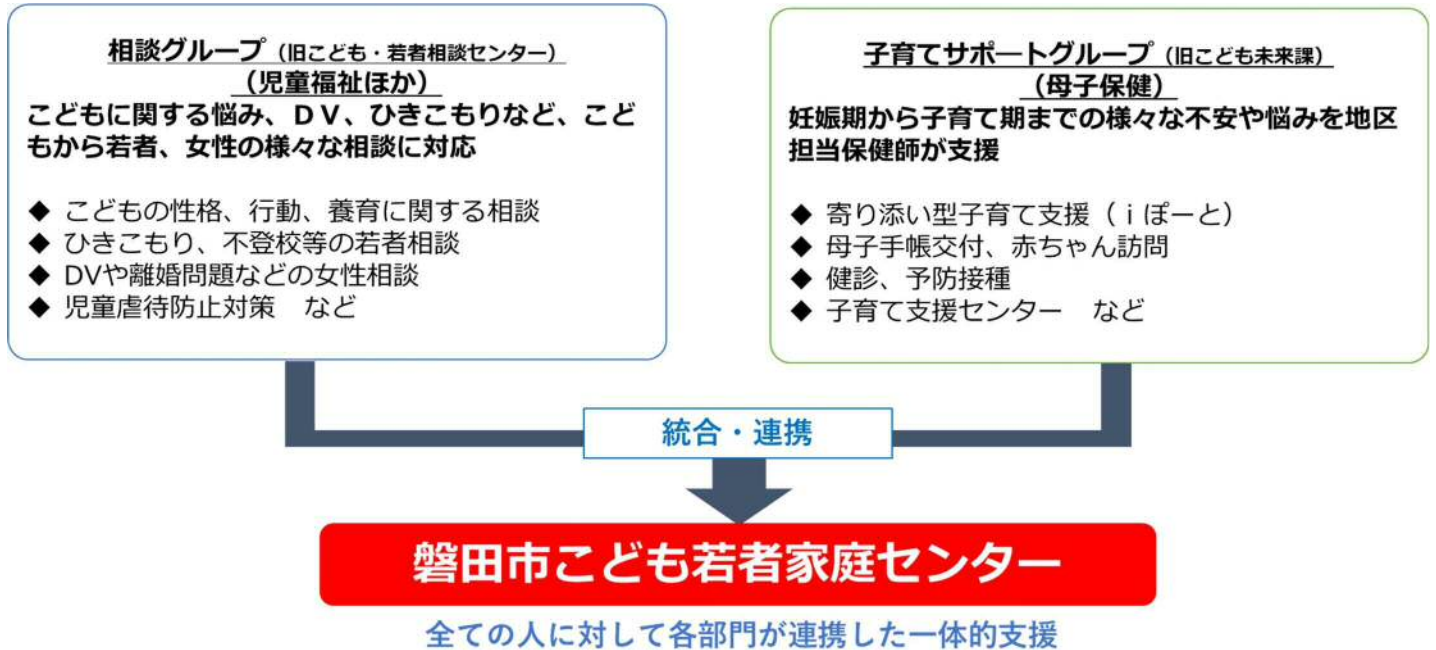
【設立の経緯】

- 令和4年度に成立した改正児童福祉法では、市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務とされました。
- 子育てに困難を抱える世帯が増加する中、こども家庭センターで、虐待等を含む児童福祉と母子保健が適切に連携・協力した一体的な相談・支援の実施が求められています。



【磐田市では】

- こども家庭センターの設置により、現在、本市が取り組んでいる「妊娠期から継続した寄り添い型子育て支援施策」と「児童虐待防止施策」の一元化がさらに推進されるものと考え、法施行に合わせ、令和6年4月に「磐田市こども若者家庭センター」を設置するものとなりました。



【こども若者家庭センターの特徴】

- ・「子育てサポートグループ」及び「こども若者相談センター」のすべての業務は、「こども若者家庭センター」に移行後も引き継ぐ。
- ・新たに配置される統括支援員（母子保健と児童福祉双方について十分な知識を持つ者）が中心となり、母子保健担当と児童福祉担当が連携・協力して、一体的に支援を行う。
- ・地区担当保健師の切れ目のない子育て支援（iぽーと）により、早期に支援が必要な家庭を把握し、迅速に児童福祉の支援につなげることができる。
- ・保健師、教員、精神保健福祉士など専門職がそれぞれの専門性を生かしケースアセスメントをすることで、課題やニーズを深く汲み取ることができる。
- ・女性相談、若者相談機能も継続するため、母子保健や虐待対応とも連携した対応が図られる。

令和6年4月オープン！ こども若者家庭センター ってどんなところ？

妊産婦や子ども、子育て家庭に対する支援を一層充実させるため、令和6年4月にiプラザ2階南側に「こども若者家庭センター」がオープンしました。



お気軽に足を運んでください♪

1 どんな相談をしたらいいの？

妊娠や出産、こども・子育てに関する相談や、虐待、貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどの相談、さらに女性相談や若者相談など、さまざまな相談を受け付けています。

2 誰がいるの？

iプラザ3階にあった「こども未来課子育てサポートグループ」と「こども・若者相談センター」がひとつになり、地区担当の保健師や保育士、教員などの専門職や、各種相談窓口の担当が働いています。母子保健部門と児童福祉部門が一体となり、より連携を強化して、切れ目のない相談・支援を行っています。

3 どんなことをしているの？

子育てサポートグループ

妊娠から子育てまで、様々な不安や悩みを保健師が支援します！

寄り添い型子育て支援(iぽーと)
母子健康手帳交付、赤ちゃん訪問
乳幼児健診、予防接種
子育て支援センター など



相談グループ

こどもに関する悩み、DV、ひきこもりなど、こどもから若者、女性の様々な相談に対応します！

こどもの性格、行動、養育に関する相談
いじめ、不登校、ヤングケアラーに関する相談
高校年代以降のひきこもり、不登校等の若者相談
DVや離婚問題などの女性相談
児童虐待防止対策 など



4 誰でも利用していいの？

通常の窓口に加え、親子相談スペースや、プライバシーに配慮した個別の相談スペース等もご用意し、様々な方の相談をお受けできるような空間になっています。子育て世代以外の方でも、こども自身でも、ちょっと聞きたいことがあるとき、どこに相談したらよいか迷ったとき、「こんなこと聞いてもいいの？」と思わずに、何でもお話してください。あなたの力になります。



個別の相談スペースは4つご用意しています！

▲個別相談スペース



赤ちゃんも一緒にゆっくり座ってお話できます♪

▲親子相談スペース